

創業に要する事務所・店舗の改装、新製品・新商品の開発や販路開拓を支援します！

令和 5(2023)年度 第 2 次

# とちぎ未来チャレンジファンド

のご案内

【募集期間】 令和 5(2023)年 10月30日(月)～11月22日(水)

## 【支援メニュー】

### 1. 創業分野

- ① 創業支援事業 (助成限度額) 100万円 (助成率) 2/3  
【助成対象】 県内中小企業者等の創業に係る事務所・店舗の改装等に要する経費の一部。

### 2. 戦略産業等分野

- ① 技術高度化助成事業 (助成限度額) 300万円 (助成率) 2/3  
【助成対象】 中小企業者等が行う、戦略 3 産業、未来 3 技術又は食品関連産業に係る、技術の高度化、新技術・新製品・新役務の開発事業に要する経費の一部。
- ② 販路開拓助成事業 (助成限度額) 100万円 (助成率) 2/3  
【助成対象】 中小企業者等が販路開拓のために行う、戦略 3 産業、未来 3 技術又は食品関連産業に  
関係する展示会への出展及び品質マネジメントシステム認証取得に要する経費の一部。

詳細、申請方法等は以下の産業振興センターHP を御確認ください。

<https://www.tochigi-iin.or.jp/home/3/2/>



**第 4 次産業革命 (IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等)、海外展開に関連する事業計画又はとちぎ SDG s 推進企業登録制度登録事業者による事業計画**には、助成対象の審査にあたり、内容に応じて加点を行うことがあります。

<とちぎ未来チャレンジファンドについて>

このファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社足利銀行、株式会社栃木銀行、栃木県、公益財団法人栃木県産業振興センターが出資した総額 4 5 億円のファンド運用益を活用して実施する助成事業です。

【ファンド運営機関】公益財団法人栃木県産業振興センター

## 1. 創業分野

### ①創業支援事業

【助成対象者】中小企業者、企業組合、NPO法人、LLPとして創業する者（以下「創業者」という。）

【助成対象事業】

創業者による県内での創業に要する事務所又は店舗の改装費、運営費、広告宣伝費への助成。ただし、（1）のいずれかに該当し、かつ（2）を満たすこと。

（1）創業の要件

- ① 地域密着型ビジネス（コミュニティビジネス）による創業
- ② 商工団体等の公的支援機関の創業支援事業（創業塾、創業サポートアカデミー等）を修了した者による創業
- ③ 商店街振興組合（これに準ずる任意団体を含む。）が当該商店街の空き店舗対策のために誘致した者による創業（商店街振興組合等の推薦が必要）
- ④ 県内の公設BI（ビジネス・インキュベーション）施設を退室後、1年以内の者による創業
- ⑤ 栃木県が実施する「空き店舗を活用した創業支援事業」の支援を受けた者による創業

（2）その他の要件

- ① 助成期間内（交付決定日から1年以内）に創業（個人は税務署への開業届の提出、法人は法人登記）すること、又は創業5年以内（申請時点）であること。
- ② 県内に新たに事務所又は店舗を設置すること、又は県内において使用している事務所又は店舗を改造・改装すること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないこと。

【助成対象経費】改装費（事務所・店舗の改造・改装に係る工事費）、運営費（賃借料等）、広告宣伝費

【助成期間、助成限度額、助成率】交付決定日から最長1年間、100万円以内、2/3以内。

## 2. 戦略産業等分野

### ①技術高度化助成事業

【助成対象者】（以下「中小企業者等」という。）

- ① とちぎ産業振興協議会、とちぎ未来技術フォーラム又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者
- ② ①からなるグループ

【助成対象事業】

中小企業者等が行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に係る、技術の高度化、新技術・新製品・新役務の開発事業に要する経費への助成。

【助成対象経費】謝金、旅費、研究開発事業費、事業運営費、委託費、その他の経費（人件費を除く。）

【助成期間、助成限度額、助成率】交付決定日から最長1年間、300万円以内、2/3以内。

### ②販路開拓助成事業

【助成対象者】（以下「中小企業者等」という。）

- ① とちぎ産業振興協議会、とちぎ未来技術フォーラム又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者
- ② ①からなるグループ

【助成対象事業】

中小企業者等が販路開拓のために行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に係る展示会への出展及び品質マネジメントシステム認証取得に要する経費への助成。

【助成対象経費】謝金、旅費、販路開拓事業費、事業運営費、委託費、その他の経費（人件費を除く。）

【助成期間、助成限度額、助成率】交付決定日から最長1年間、100万円以内、2/3以内。

### （参照）2. 戦略産業等分野に関する説明 ※①②共通

※「戦略産業等」とは、栃木県が重点的な支援を行うために位置付けた戦略3産業（自動車産業、航空宇宙産業、医療福祉機器産業）、未来3技術（AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術）及び食品関連産業のことです。

※「とちぎ産業振興協議会」とは、優れた技術や産業集積を強みとする戦略3産業を重点的に支援することを目的に設立された産学官のネットワーク組織のことで、以下の3つが該当します。

○とちぎ自動車産業振興協議会 ○とちぎ航空宇宙産業振興協議会 ○とちぎ医療福祉機器産業振興協議会

※「とちぎ未来技術フォーラム」とは、AI・IoT・ロボット技術、光学技術、環境・新素材技術を今後のものづくり企業の成長を加速する未来3技術と位置付け、ものづくり県の更なる発展を目指すことを目的に設立された産学官のネットワーク組織のことで、

※「フードバレーとちぎ推進協議会」とは、食品関連産業の振興を図ることを目的に設立された産学官のネットワーク組織のことで、

各協議会・フォーラムに入会を希望する場合は、下記までお問い合わせください。

○自動車、航空宇宙、医療福祉機器の各産業振興協議会 栃木県工業振興課ものづくり企業支援室（TEL028-623-3249）

○とちぎ未来技術フォーラム 栃木県工業振興課ものづくり企業支援室（TEL028-623-3249）

○フードバレーとちぎ推進協議会 栃木県産業政策課 次世代産業創造室（TEL028-623-3203）

※ 事業スケジュール等は変更となる場合があります。

【お問合せ先】（公財）栃木県産業振興センター 産業振興部 戦略産業振興チーム

TEL:028-670-2601 FAX:028-670-2611 E-mail:senryaku@tochigi-iin.or.jp